

⑩

営 業 所 一 覧 表 (工 事)

(甲府市)
(甲府市上下水道局)

名 称	営業しようとする建設業	所在地	電話番号	専任者の氏名	建設業以外に行っている営業の種目
			FAX番号		
(主たる営業所)	(記載例) 土木、建築	〒 -	- -		
(その他の営業所)		〒 -	- -		
		〒 -	- -		
		〒 -	- -		
		〒 -	- -		
		〒 -	- -		

(記載要領)

- 1 「主たる営業所」は、本店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事業所を記載すること。
- 2 「専任者の氏名」は、営業所ごとに次のいずれかに該当する専任者の氏名を記載すること。
 - イ 主として請負う建設業に係る建設工事に、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)を卒業した後、5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後、3年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めた者。
 - ロ 主として請負う建設業に係る建設工事に、10年以上実務の経験を有する者。
 - ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

※ 統一様式等で作成したのもでも可。